

審 第 1 1 0 7 号
答 申 第 2 5 2 号
令 和 2 年 8 月 2 4 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月20日付け障推第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第224号

平成29年11月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年8月30日付け障推第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年8月30日付け障推第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

本件決定は取り消すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年8月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「①私（〇〇）が申立てした件について、平成〇〇年〇〇月に障害者権利擁護推進室の方から〇〇鍼灸院に電話した日時と〇〇院長との会話の記録。②私（〇〇）が申立てした件について、平成〇〇年〇〇月に県庁が〇〇に対して行った調査の内容。調査を行った日時。③私（〇〇）が申立てした件について、②の調査に対して〇〇の代理人弁護士である〇〇弁護士から送付された意見書の内容。県庁の質問に対する回答内容。意見書（回答書）が作成された日時、又は県庁が受け取った日時。④私（〇〇）が申立てした件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に県庁が〇〇の再調査を行った理由。〇〇さんと〇〇弁護士が電話で話した内容。県庁の質問に対する回答内容。⑤私（〇〇）が申立てした件について、県庁が〇〇の再々調査を行わなかった理由。⑥〇〇月〇〇日に行われた面談の内容と〇〇様、〇〇様、〇〇様、「〇〇」の職員、〇〇の五者で面談を行った理由。※県庁の調査書と〇〇からの意見書については、全文の開示ができなければ概要でも可。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は次のとおり7件の文書を特定して、本件決定を行った。
- ア 〇〇鍼灸院〇〇院長との電話記録（以下「本件文書1」という。）
- イ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第22条第1項に基づく調査について（以下「本件文書2」という。）
- ウ 回答書（以下「本件文書3」という。）
- エ 障害のある人の相談に関する調整委員会への申立について（4号事案）（以下「本件文書4」という。）
- オ 株式会社〇〇代理人〇〇弁護士との電話記録（以下「本件文書5」という。）
- カ 条例第21条第1項の規定による申立てについて（第4号）（以下「本件文書6」という。）
- キ 〇〇指導員との電話記録（以下「本件文書7」といい、本件文書1から本件文

書7までをまとめて「本件文書」という。)

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成29年11月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成29年12月20日付け障推第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消す」との裁決を求める。

イ 審査請求の理由

本件決定は次のとおり違法である。

- (ア) 本件決定の通知書（以下「本件通知書」という。）「開示しない部分及び開示しない理由」の（2）に「開示する行政文書のうち、開示請求者以外の個人から聴取した内容については、開示請求者以外の個人及び法人に関する情報であることから、条例第17条第2号及び第3号イに該当し、かつ、上記（1）の千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の審議に関する情報でもあり同条第6号ハにも該当するものであることから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。」と記載されている。この理由は、次のとおり違法である。

- a 株式会社〇〇は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年条例第52号。以下「障害者条例」という。）障害者条例に則った私の申立てについて、県庁が調査を行っていた間に、弁護士を使って「脅迫罪・強要罪になりうる行為」を行った。本件開示請求は、〇〇警察署に被害届を提出する際の資料として請求したものである。

現在は〇〇警察署が被害届を受理するか審理するために、捜査を行っているところである。県庁の職員が調査を行った際に、〇〇の代理人弁護士が、私が弁護士を通さずに先方に連絡していることについて「弁護士を通さないと告訴する」と発言したことに、担当の刑事が注目している。〇〇の脅迫罪・強要罪になりうる行為は、調整委員会の審理を終えた後も酷くなる一方であったため、被害届の提出に踏み切った。本件の自己情報は警察の捜査に必要な資料であり、全文開示されないと警察に被害状況を正確に伝えられず、身を守ることができない。よって、条例第17条第2号ロ「人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

- b 私が〇〇警察署に提出した被害届が受理された場合、県庁の調査に対する〇〇の行為について、私が県庁の職員から電話で聞いた調査結果をメモした

ものが検察側の証拠としてまかり通ってしまう。本件の自己情報が全文開示されないと、私のメモが正しいか確認する術がなく、間違っていた場合、〇〇が不利益を被ることになる。よって、条例第17条第3号イ「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しない。むしろ、開示しないことで、〇〇が正確な情報を元に審理を受ける権利を奪うことになる。

(イ) 本件通知書「開示しない部分及び開示しない理由」の(1)に「調整委員会が行う調査については、原則、調整の相手方を含む第三者には提供しないことを前提として行っており、これを開示することにより、関係者から協力が得られにくくなるなど、今後調整委員会の事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか調整委員会の審議に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号ハに該当し、当該情報が記載されている部分を不開示とした」と記載されている。上記(ア) a 及び b に記載したように、本件の自己情報は、警察の捜査に必要な資料である。よって、原則どおりの決定は不適切であり、例外的な措置が行われるべきである。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 弁明書には、「捜査機関が捜査に必要な資料と判断した場合には、捜査機関が法令の手続きにより照会すべきものである。よって、審査請求人の主張には理由がない」と記されていた。

当該記録は障害者条例に則った行政調査の最中に、相手方である株式会社〇〇が行った行為について、「脅迫罪・強要罪になり得る行為」として、〇〇警察署に被害届を提出する際の証拠になる資料である。部分開示では、被害状況を正確に伝えることができない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署から、現時点では被害届を受理しない旨の通告があったが、不受理になった理由の説明が正確さを欠き、相手方の肩を持った不公平な審理であることがわかったので、千葉県公安委員会と千葉県警察本部に苦情申立てを行い、調査が行われることになった。調査の結果、「被害届の不受理は不適切」という結論になり、被害届が受理される可能性もある。

弁明書には「捜査機関が捜査に必要な資料と判断した場合には、捜査機関が法令の手続きにより照会すべきものである」と記載されているが、部分開示された記録は重要な部分が全て黒塗りになっていて、捜査機関が捜査に必要な資料かどうか、判断することもできない状態である。審査請求が棄却されたために、警察に被害状況を正確に伝えることができず、被害届の不受理という結論につながってしまった。

被害届を提出する際に、証拠を提出するのは日本国民の義務である。私が当該記録の全文開示を求めるのは、日本国民の義務を果たすためである。私が国民の義務を果たそうとする行為を、「審査請求人の主張には理由がない」と却下するのは不当な行為である。

よって、引き続き当該記録の全文開示を求め、本件決定の取り消しを求める。

イ 本件は初めて調整委員会の議題となった案件であるが、障害者条例に則った申立てについて、相手方の代理人弁護士が私宛に「根拠のない風説を流布した業務妨害罪・名誉毀損罪・脅迫罪・強要罪になりうる行為」として、「本件告知を最後通牒とさせていただきます、もし今後〇〇が、〇〇の従業員に対して、電子メールの送信、手紙の送付、行政機関への被害申告等の行為を再度行った場合は、直ちに刑事告訴もしくは損害賠償請求訴訟等の法的措置を講じる」と記載した平成〇〇年〇〇月〇〇日付の文書を送付したために、我が身の危険を感じて再調査を行わないように県庁に依頼するという、障害者条例の想定外の結末を迎えた。

障害者条例では、障害者が事業所相手に民事訴訟を起こすことは想定されているが、事業所が障害者条例に則った申立てを「犯罪になりうる行為」として、障害者に対して「手を引かないと刑事告訴もしくは損害賠償請求訴訟等の法的措置を講ずる」と通告する事例や、障害者が行政調査の最中の事業所の対応について警察に被害届を出す事例は想定していない。

よって、本件は障害者条例の想定外の案件であり、障害者条例の理想に沿った、型通りの対応は不適切である。

ウ 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める弁明書について、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（以下「障害者福祉推進課」という。）共生社会推進室の職員から、実際に審理を行ったのは障害者福祉推進課だという回答があった。

平成〇〇年〇〇月に行われた面談で、障害者福祉推進課の職員は、障害者条例に則った私の申立てを、「悪口」、「相手方の悪評を広めるのが目的」と罵倒し、事実の説明を妨害した。同職員は私の障害者差別だという訴えを「全部すれ違い」と決めつけ、私が発言するたびに、言葉尻を捕らえて話をすり替え「条例の趣旨に合わない」と非難し続けた。さらに同職員は「調整委員会にかけても『助言・あっせんを出す意味がない』と判断される可能性が高い」と発言し、一職員の身でありながら調整委員会の審理の結果に言及するという越権行為を行い、私の申立てを取り下げるように圧力をかけた。

上記の職員の発言について、障害者福祉推進課は「『相手方との話し合いが実現したときに、そういう言い方をすると悪口に聞こえるので、気を付けた方がいいですよ』という意味だ」と説明した。しかし、私は〇〇代の社会人で、公立高校の専任教員をしており、配偶者も子どももいる。相手方との話し合いが実現したときの、物の言い方くらい心得ている。障害者福祉推進課の職員に、障害者を社会常識のない半人前の人間だと侮る気持ちが無ければ、このような説明が出てくることはない。

調査の過程でも、障害者福祉推進課の別の職員は、私が事実を伝えようとするたびに「それは推測ですよ」と一蹴した。しかし、障害者福祉推進課による2回の調査では、何一つ新しい情報を得ることができなかった。相手方が調査に協力しないので、私が障害者条例の解釈指針に記載されている「調査に協力しない

正当な理由」を相手方に示したのか訊くと、障害者福祉推進課の職員は「HPに載っていますよね」と回答した。相手方が存在を知らない障害者条例の解釈指針を、HPで検索してくることを前提に、解釈指針を示さず、回答を得られなかったことがわかった。

このように、障害者福祉推進課は、私の申立てに対しては「悪口」、「相手方の悪評を広めるのが目的」と罵倒して事実の説明を妨害し、相手方に対しては障害者条例の解釈指針を示さない甘い調査を行った。その結果、調整委員会が「助言・あっせん」を出すために必要な質問に対して、先方からの回答を得ることができず、調整委員会は「調査に対する相手方からの回答が限定的であり、中立の立場から判断することが困難であること」を理由に、「助言・あっせんには適さない」という結論を出した。

このように、障害者福祉推進課は、障害者条例に則った調査を行っているときから、不公平な審理を行っていた。本件審査請求を棄却する行為は、不公平な審理を継続するものである。

現在の障害者福祉推進課では、公平な審理を行うことは困難である。よって、審議会による公平な審理が必要である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 調整委員会について

ア 調整委員会は、千葉県行政組織条例（昭和32年条例第31号）第28条第1項の規定により設置された附属機関であり、障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会を作ることを目的とした、障害者条例に規定された事務を担当する。

イ 担任する事務の内容は、障害者条例第14条第2項、第16条第2項及び第31条第2項の規定による意見を具申し、第23条第1項の規定による助言及びあっせんを行い、第24条第1項の規定による勧告について建議し、第26条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（障害者条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議することである。

(2) 本件審査請求の経緯について

ア 審査請求人は障害者条例第21条第1項の規定により、実施機関に対し、〇〇鍼灸院をはじめとする株式会社〇〇系列の鍼灸院にて差別的扱いを受けたとして、この問題解決に当たって調整委員会が助言やあっせんを行うよう申立てを行っており（以下「本件事案」という。）、その後、本件事案に関する情報について、本件開示請求を行った。

イ 本件審査請求は、本件開示請求に対し、実施機関が条例第17条第2号、第3

号及び第6号に該当するとして本件決定を行ったところ、審査請求人が、本件開示請求は〇〇警察署に被害届を提出する際の資料として請求したものであり、捜査に必要な資料であることから、例外規定に該当及び例外的な措置が行われるべきであるとして、本件決定の取消しを求めているものである。

(3) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

(ア) 本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

(イ) なお、本件開示請求のうち①の請求に対しては本件文書1、②の請求に対しては本件文書2、③の請求に対しては本件文書3及び本件文書4の「3. 相手方の状況」2行目から5行目まで、④の請求に対しては本件文書5、⑤の請求に対しては本件文書4の「3. 相手方の状況」6行目から7行目まで、⑥の請求に対しては本件文書6の対象外以外の部分及び本件文書7が対応している。

イ 本件文書の内容

(ア) 本件文書1は、調整委員会の事務担当者が、本件事案について株式会社〇〇〇〇鍼灸院代表〇〇氏（以下「本件相手方」という。）に状況を確認するため、平成〇〇年〇〇月〇〇日に電話連絡をした際の応答を記録した文書である。この文書は、連絡した日時と電話の主旨説明、それに対する相手方との応答記録を内容とするものである。

(イ) 本件文書2は、実施機関が、障害者条例第22条第1項の規定により、調整委員会が審理をするために必要な本件事案に係る事実について調査するため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで相手方に発出した文書である。この文書は、調査の主旨説明と調査内容で構成されているものである。

(ウ) 本件文書3は、本件文書2を受けて、相手方の代理人である弁護士から回答書として送付された文書である。

(エ) 本件文書4は、調整委員会の事務局である障害者福祉推進課が、千葉県健康福祉部長に調整委員会の審理状況を報告するための資料として作成した文書である。この文書は、事案の概要と申立者が求める措置の内容及び相手方の状況で構成されているものである。

(オ) 本件文書5は、調整委員会の事務担当者から、相手方の代理人である弁護士に、本件文書3の内容を確認するため、平成〇〇年〇〇月〇〇日に電話連絡をした際の応答を記録した文書である。この文書は、連絡した日付と電話の主旨説明及び確認事項に対する同弁護士との応答記録で構成されているものである。

(カ) 本件文書6は、調整委員会の事務局である障害者福祉推進課内で本件事案を報告する資料として作成した文書である。この文書は、本件事案の概要と相談記録の経過で構成されているものである。

(キ) 本件文書7は、調整委員会の事務担当者から、〇〇障害保健福祉圏域の担当広域専門指導員に、関係者が集まり審査請求人との面接を行う旨を伝え、日程

調整を依頼するための電話記録をした際の応答を記録した文書である。

(4) 処分の理由

ア 条例第17条第2号該当性について

本件文書1記載の本件相手方から聴取した内容、本件文書3記載の相手方代理人である弁護士からの回答書、本件文書4記載の回答書の要旨及び本件文書5記載の〇〇弁護士から聴取した内容は、開示請求者と相対する立場にある個人が本件事案に関して発言（回答）した調整委員会の審理に係る情報である。これらは開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため、本号に該当する。

イ 条例第17条第3号イ該当性について

本件文書1記載の本件相手方から聴取した内容、本件文書3記載の相手方代理人である弁護士からの回答書、本件文書4記載の回答書の要旨及び本件文書5記載の〇〇弁護士から聴取した内容は、調整委員会の審理のため、開示請求者と相対する立場にある個人が本件事案に関して発言（回答）した法人に関する情報である。よって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号イに該当する。

ウ 条例第17条第3号ロ該当性について

本件文書3は、実施機関が障害者条例第22条第1項に基づき行った調査に対して、相手方の代理人である弁護士からの回答に係る情報である。そして、本件文書2中、別紙調査へのお願い7～8行目に記載したとおり、公にしないとの条件を付したものである。

調整委員会は障害者差別に関する助言及びあっせんを行うことの適否について審理を行う。この審理に当たって、実施機関は事実の調査を行うが、調査には情報提供者の信頼と期待を保護することが当該情報の性質上必要であるため、当該条件を付し、審理の当事者を含む第三者には調査した情報を提供しないことを前提として行っているため、条例第17条第3号ロに該当する。

エ 条例第17条第6号ハ該当性について

本件文書1記載の本件相手方から聴取した内容、本件文書2記載の相手方への調査内容、本件文書3記載の相手方代理人である弁護士からの回答書、本件文書4記載の回答書の要旨、及び本件文書5記載の〇〇弁護士から聴取した内容は、調整委員会の審理に係る情報である。

よって、公にすることにより、関係者から協力が得られにくくなるなど、今後調整委員会の事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、調整委員会の審理に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当する。

(5) 弁明の内容

審査請求人は、本件の自己情報は警察の捜査に必要な資料であり、全文開示されないと警察に被害状況を正確に伝えられず、身を守ることができないため、条例第17条第2号ロに該当するほか、警察に伝えた情報が間違っていた場合に株式会社

〇〇が正確な情報を元に審理を受ける権利を奪うことになるため、第3号イには該当しない旨主張する。さらに、警察の捜査に必要な資料であるため、調整委員会が行う審理に係る情報に対する原則どおりの決定は不適切であり、例外的な措置が行われるべきである旨主張する。

しかしながら、捜査機関が捜査に必要な資料と判断した場合には、捜査機関が法令の手続により照会すべきものである。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

本件文書は、本件事案について実施機関が作成又は取得した一連の行政文書であり、実施機関は、本件決定において本件文書の一部を、条例第17条第2号、第3号イ、同号ロ又は第6号ハのいずれかに該当するとして不開示としている。

(2) 本件決定について

ア 審議会において、マスキング前の本件文書の写し、マスキング処理を施し審査請求人に開示された本件文書の写し（以下「本件開示実施文書」という。）及び本件通知書の内容を確認したところ、以下の事実が認められた。

(ア) 本件文書の一部について、行政文書の一部を抜粋したものとなっており、当該行政文書の他の部分について、本件開示請求の対象外としていること。

(イ) 本件開示実施文書の一部について、白抜きで「対象外」と表示する処理（以下「対象外処理」という。）がされていて、審査請求人において、その内容が確認できない状態となっていること。

(ウ) 審議会において、本件文書が含まれる、調整委員会の平成28年度の簿冊を確認したところ、本件開示請求に対して実施機関が特定した行政文書以外に、本件開示請求の対象となると考えられる個人情報に記載された行政文書（以下「未特定行政文書」という。）が多く見受けられたこと。

イ 実施機関は、前記ア（ア）の部分においては、行政文書の他の部分を本件開示請求の対象とならないものと判断したと認められ、前記ア（イ）の部分においては、対象外処理を行った部分について、本件開示請求の対象とならないものと判断したと認められる。

条例第15条第1項が、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求…をすることができる」と規定していることから、同項で認められる開示請求の対象は、行政文書に記録された開示請求者自身の個人情報であることは明らかであり、開示請求者の個人情報が記載されていない部分についてこのような処理を行うことは否定されるものではなく、審議会においても、個別の事案に応じてその当否を判断してきたところである。

ウ そもそも、ある行政文書に開示請求の対象となる開示請求者の個人情報が記載されている場合において、当該行政文書が開示請求者に関連して作成されたもの

と解釈できるときは、原則として、当該行政文書全体が開示請求の対象となると解すべきであるところ、当該行政文書の一部について開示請求の対象外とすることは、開示請求の内容との関連性が全くないと認められるような場合等、開示請求に係る開示請求者の自己の個人情報であるとは言えないことが明らかである部分（以下「特定部分」という。）を対象外とする場合を除いては認められないと解すべきである。すなわち、行政文書の一部が特定部分であるとして開示請求の対象外と判断することについては、特定の期間に取得等された自己の個人情報に限定した開示請求があった場合や、開示請求の対象となる個人情報が記載された行政文書自体が、複数の個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたにすぎない性質のものである場合、本来別の行政文書として取り扱われるべき文書等が誤って含まれていた場合等限定的に解すべきである。

エ 以上を踏まえて本件を検討すると、前記ア（ア）のとおり、本件文書の一部が行政文書の一部を抜粋したものになっていることについては、当該行政文書が、審査請求人に関連して作成されたものであり、その一部について本件決定が行われているのであるから、実施機関においては、これらの行政文書のうち本件開示請求の対象とならないと判断した部分についても、前記ウの趣旨を踏まえた開示決定等を行うべきであった。

また、前記ア（イ）のとおり、本件開示実施文書において実施機関が対象外処理をした部分については、審査請求人に関連して作成された行政文書の一部であり、これらの部分に記載された情報についても、審査請求人を本人とする個人情報と言えるものであった。したがって、実施機関においては、これらの部分についても、前記ウの趣旨を踏まえた開示決定等を行うべきであった。

オ 行政文書の一部について対象外処理を行うことで、外形的には、開示請求者に対してその部分に記載された情報を開示しないこととなるのであるから、条例第17条において、不開示情報に該当しない限り、開示請求に係る個人情報は開示しなければならないとされていること及び条例第21条第3項において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を開示請求者に通知しなければならないとされていること等の趣旨に鑑み、前記ウの考え方等を踏まえつつ、その運用は特に慎重に行うべきである。

カ 本件においては、前記エのような不適切な処理が多く箇所で見受けられるところであり、本件における対象外処理の態様をみれば、本件決定を行うに当たって、対象外処理について慎重に検討が行われたとは考えられず、結果として、本件決定は条例の趣旨を没却するものとなっている。

したがって、本件決定については、これを取り消し、改めて個人情報の特定を行い、開示決定等をするべきである。

（3）結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 附言

(1) 開示・不開示の妥当性について

本件決定は、前記のとおり取り消すべきであるが、実施機関が再度の開示決定等を行う際の留意事項とするため、実施機関が本件開示実施文書において不開示とした情報について、その不開示情報該当性について検討したところ、基本的な考え方は以下のとおりである。

実施機関においては、これらの考え方にに基づき、再度、本件文書に係る事実関係等も踏まえた上で、適切に判断されたい。

ア 本件文書1における不開示情報について

(ア) 実施機関においては、本件文書1について、7行目以下を、条例第17条第2号、第3号イ及び第6号ハに該当するとして不開示としている。

(イ) 障害者条例に基づく事案の調査等については、関係者の任意の協力により行われるものであるところ、関係者から提供された情報を開示することにより、調査に対する回答内容の開示を望まない関係者からの正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、実施機関における今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件文書2における不開示情報について

(ア) 実施機関においては、本件文書2について、別紙「調査へのお願い」のうち、本文の9行目以下を、条例第17条第6号ハに該当するとして不開示としている。

(イ) 当該部分は、本件事案について、障害者条例に基づき関係法人に対して書面で調査を行った際の質問事項が記載されている部分である。

調整委員会が行う調査審議については、中立の立場から行われるべきものであるところ、これらの情報を開示すると、調査審議過程における一部の情報を得た関係者に、調査審議の中立性、公正性等に対する無用な疑念を抱かせることとなり、実施機関における今後の調査審議事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件文書3における不開示情報について

(ア) 実施機関においては、本件文書3について、その全部を、条例第17条第2号、第3号イ、同号ロ及び第6号ハに該当するとして不開示としている。

(イ) 本件文書3のうち、1枚目の件名より下の部分及び2枚目の全体については、障害者条例に基づく事案の調査等については、関係者の任意の協力により行われるべきものであるところ、関係者から提供された情報を開示することにより、調査に対する回答内容の開示を望まない関係者からの正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、実施機関における今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 本件文書3のうち、1枚目の弁護士の印影については、実印等である可能性が否定できず、開示することにより、印章を偽造される等して、当該弁護士の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、条例第17条第3号イに該当し、不開示が相当である。

(エ) 本件文書3のうち、1枚目の件名までの部分で弁護士の印影を除く部分については、審査請求人が既知していると認められる情報及び文書の題名等で構成されている。したがって、条例第17条第2号、第3号イ、同号ロ又は第6号ハには該当せず、開示が相当である。

エ 本件文書4における不開示情報について

(ア) 実施機関においては、本件文書4について、「3. 相手方の状況」欄の3行目から5行目までを、条例第17条第2号、第3号イ及び第6号ハに該当するとして不開示としている。

(イ) 障害者条例に基づく事案の調査等については、関係者の任意の協力により行われるものであるところ、関係者から提供された情報を開示することにより、調査に対する回答内容の開示を望まない関係者からの正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、実施機関における今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

オ 本件文書5における不開示情報について

(ア) 実施機関においては、本件文書5について、1枚目3行目以下及び2枚目を、条例第17条第2号、第3号イ及び第6号ハに該当するとして不開示としている。

(イ) 障害者条例に基づく事案の調査については、関係者の任意の協力により行われるものであるところ、関係者から提供された情報を開示することにより、調査に対する回答内容の開示を望まない関係者からの正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、実施機関における今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(2) 本件通知書の記載について

審議会において、本件通知書の記載を確認したところ、開示請求書に記載された請求内容と開示された個人情報の対応関係が明らかでないことが認められたが、本件開示請求においては、開示請求書の「開示請求をする自己の個人情報の内容」欄に、複数の項目が列挙される形で記載されており、実施機関においては、開示を行う個人情報とこれらの項目の対応関係が明確になるような記載をするべきであった。

また、本件通知書における「開示しない部分」に係る記載の一部については、不開示とした情報の性質のみが記載されており、本件開示実施文書と照らし合わせただけでは、本件決定における不開示部分が特定できないようになっていることが認

められたが、これらは、審査請求人において不開示となった理由を把握することを困難にするものであり、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を通知しなければならないとしている条例の趣旨を踏まえた運用であるとはいえ、遺憾である。

今後、実施機関においては、条例の趣旨を踏まえ、開示決定等通知書の記載を適切に行うことが望まれる。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|--------------------|
| 平成29年12月20日 | 諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理 |
| 平成30年1月18日 | 反論書の写しの受理 |
| 令和元年9月26日 | 審議（令和元年度第5回第1部会） |
| 令和元年10月24日 | 審議（令和元年度第6回第1部会） |
| 令和元年11月21日 | 審議（令和元年度第7回第1部会） |
| 令和元年12月19日 | 審議（令和元年度第8回第1部会） |
| 令和2年1月23日 | 審議（令和元年度第9回第1部会） |
| 令和2年2月27日 | 審議（令和元年度第10回第1部会） |

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|--------|----------------------------|----------|
| 海野 朋子 | 千葉家庭裁判所家事調停委員 | |
| 川瀬 貴之 | 千葉大学大学院 社会科学研究院准教授 | |
| 土屋 俊 | 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授 | 部会長 |
| 永嶋 久美子 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |